

インターネットによる保険契約の申込に係る保険料支払に関する特約

(この特約の適用条件)

第1条 この特約は、当会社の定めるインターネットによる保険契約の申込方法にしたがって申込を行った場合に適用されます。

(保険料の支払方法)

第2条 インターネットによる保険契約の申込に係る保険料の支払は、この保険契約に定められた保険料を、当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により、保険契約者が行うものとします。

2 前項のクレジットカードは、保険契約者が当該クレジットカードにつきクレジットカード発行会社（以下「クレジットカード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）により会員として認められた者、または、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者と同一年であるクレジットカードに限り、適用されます。

(保険契約の成立)

第3条 インターネットによる保険契約の申込があった場合には、会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用され、かつ、当社が、クレジットカード会社へ当該クレジットカードの有効性及び利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカード会社から保険料全額について信用販売の承認を取得した時に、保険契約が成立するものとします。

(保険料相当額を領収できない場合の取扱い)

第4条 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、当社は、この特約により、保険契約者に当該保険料を直接に請求することができるものとします。ただし、保険契約者が会員規約等にしたがってクレジットカード会社に保険料相当額の全部または一部を既に支払っているときは、当社は、その支払った金額について保険契約者に請求することはできないものとします。

(保険料の返還の特則)

第5条 当社がこの保険契約について保険料を返還する場合には、当社は、クレジットカード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料を返還します。ただし、次のいずれかの場合についてはこの限りではありません。

- (1) 当社が前条の規定により保険契約者に保険料を請求し、かつ、保険契約者が遅滞なく当社に当該保険料を払い込んだ場合
- (2) 会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用され、かつ、会員規約等にしたがってクレジットカード会社に保険料相当額の全額が既に払い込まれている場合

(準用規定)

第6条 この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、自動車損害賠償責任保険普通保険約款の規定を準用します。